

(資料三)

平成十八年九月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例	1
島根県公立大学法人評価委員会条例	1
島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例	2
島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
島根県減債基金条例の一部を改正する条例	3
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	3
島根県県税条例の一部を改正する条例	4
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	4
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正 する条例	5
島根県認定こども園の認定基準に関する条例	5
栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例	6
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	7
島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例	7
島根県卸売市場条例の一部を改正する条例	8

平成18年 9 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第104号議案

島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例

1 提案理由

県立大学の設置及び管理を行う公立大学法人島根県立大学を設立することに伴い、島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行する。

第105号議案

島根県公立大学法人評価委員会条例

1 提案理由

公立大学法人島根県立大学を設立することに伴い、同法人の業務の実績に関する評価等を行う島根県公立大学法人評価委員会について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 組織

ア 島根県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員 5 人以内で組織すること。

イ 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命すること。

(2) 委員の任期

委員の任期は、2 年とすること。

(3) 委員長

委員長は、委員の互選により定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第106号議案

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例

1 提案理由

平成19年4月1日に公立大学法人島根県立大学が設置する島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料を同年3月31日までの間徴収するため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県立大学短期大学部の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、同大学に入学しようとする者は入学料を納付しなければならないこと。

区 分		一般学生	科目等履修生	特別聴講学生	研究生
入学検定料		18,000円	9,800円	9,800円	9,800円
入学料	県内者	112,800円	11,300円	11,300円	33,800円
	県外者	169,200円	16,900円	16,900円	50,700円

(2) この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失うこと。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第107号議案

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特別職の退職手当について検討するため、島根県特別職報酬等審議会の担当事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県特別職報酬等審議会の担当事務に知事、副知事及び出納長の退職手当の改定についての審議を加えること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第108号議案

島根県減債基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

満期一括償還方式の県債の償還の財源に充てる資金の管理に係る経理のため、減債基金に勘定を設けることについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 勘定の設置

ア 減債基金に次に掲げる勘定を設けて、それぞれに定める資金の管理に係る経理を行うこと。

ア 一般勘定 イに定める資金以外のもの

イ 満期一括勘定 満期一括償還方式の県債の償還の財源に充てるために積み立てた資金

イ 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、満期一括勘定に属する資金を繰戻しの期限を定めて一般勘定に繰り入れることができること。

(2) 運用益金の処理

ア 一般勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、一般勘定に繰り入れること。

イ 満期一括勘定に属する資金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、満期一括償還方式の県債に係る利息の償還の財源に充てるほか、一般勘定に繰り入れること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第109号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この

条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する法律の題名の改正等規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年8月22日から適用する。

第110号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の法人税割の超過課税の適用期限について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成24年3月31日まで5年間延長すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第111号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

運転免許証の偽造及び変造の防止並びに交通警察業務の効率化を図るため、半導体集積回路を組み込んだ運転免許証を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証交付手数料の額の改定

改正前	改正後
1,650円	2,100円

(2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証再交付手数料の額の改定

改正前	改正後
3,200円	3,650円

(3) 運転免許証更新手数料の額の改定

改正前	改正後
2,100円	2,550円

3 施行期日

平成19年1月4日から施行する。

第112号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険法の改正による保険給付の見直しに伴い、国民健康保険調整交付金のうち普通調整交付金の交付について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

普通調整交付金の交付において勘案する事項の変更

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

第113号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例

1 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の基準その他必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、認定こども園の認定の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 認定こども園の種類は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園とする。

- も園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園とすること。
- (3) 認定こども園の長に関する基準を定めること。
 - (4) 職員のうち保育に従事する者の配置の基準を定めること。
 - (5) 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間における学級担任の配置等の基準を定めること。
 - (6) 職員が有する幼稚園の教員免許状又は保育士の資格が必要な場合についての基準を定めること。
 - (7) 園舎、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場等の基準を定めること。
 - (8) 認定こども園における教育及び保育に関する基準を定めること。
 - (9) 認定こども園における管理運営等に関する基準を定めること。
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第114号議案

栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

学校における食に関する指導を充実する目的から、栄養教諭を小学校、中学校及び特殊教育諸学校に配置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に栄養教諭を加えること。

- (1) 市町村立学校職員の旅費に関する条例
- (2) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例
- (4) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- (5) 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- (6) 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (7) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (8) 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

3 施行期日

平成19年4月1日から施行する。

第115号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上及び経費の節減を図る目的から、青少年の家の管理の方法として地方自治法に規定する指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立青少年の家の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせること。
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日等

平成19年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の青少年の家の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができることとする。

第116号議案

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上及び経費の節減を図る目的から、古墳の丘古曾志公園の管理の方法として地方自治法に規定する指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせること。
- (2) 指定管理者の業務の範囲、指定の手續及び管理の基準を定めること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日等

平成19年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手續は、施行前においても行うことができる

こととする。

第117号議案

島根県卸売市場条例の一部を改正する条例

1 提案理由

会社法の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

用語の整理

改正前	改正後
資本	資本金
営業	事業

3 施行期日

公布の日から施行する。